（国会職員の給与等に関する規程及び国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程の一部改正）

第五条　国会職員の給与等に関する規程及び国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程（令和三年六月四日両院議長決定）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第一条の規定による改正後の」及び「（次条において「新給与規程」という。）」を削る。

附則第三条第四項中「新給与規程」を「国会職員の給与等に関する規程」に改め、同条第五項中「新給与規程」を「国会職員の給与等に関する規程第六条の六第一項及び」に改め、同条第六項中「新給与規程」を「国会職員の給与等に関する規程」に改め、同条第七項中「、第七項、第九項及び第十一項、第六条第一号及び第三号並びに第六条の五並びに新給与規程第一条第八項及び第十項」を「から第十一項まで、第六条第一号及び第三号（第一種初任給調整手当に係る部分に限る。）並びに第六条の五」に改め、同条第八項中「第二条の規定による改正後の」を削る。

官　庁　報　告

官　庁　事　項

人事院公示第 25 号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第５号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和７年12月24日　　人事院総裁　川本　裕子

1　次の表により、改正前欄に掲げる規定（前書きを含む。以下同じ。）の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、人事院規則９－１（非常勤職員の給与）、人事院規則９－５（給与簿）、人事院規則９－６（俸給の調整額）、人事院規則９－６－６（人事院規則９－６（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９－７（俸給等の支給）、人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）、人事院規則９－８－８（人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９－８－14（人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９－８－18（人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９－８－40（人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９－８－57（人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９－８－68（人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９－８－90（人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９－８－94（人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９－15（宿日直手当）、人事院規則９－17（俸給の特別調整額）、人事院規則９－24（通勤手当）、人事院規則９－30（特殊勤務手当）、人事院規則９－34（初任給調整手当）、人事院規則９－40（期末手当及び勤勉手当）、人事院規則９－43（休日給）、人事院規則９－49（地域手当）、人事院規則９－49－57（人事院規則９－49（地域手当）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９－54（住居手当）、人事院規則９－55（特地勤務手当等）、人事院規則９－55－154（人事院規則９－55（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９－80（扶養手当）、人事院規則９－82（俸給の半減）、人事院規則９－89（単身赴任手当）、人事院規則９－93（管理職員特別勤務手当）、人事院規則９－97（超過勤務手当）、人事院規則９－102（研究員調整手当）、人事院規則９－121（広域異動手当）、人事院規則９－122（専門スタッフ職調整手当）、人事院規則９－123（本府省業務調整手当）、人事院規則９－129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則９－30（特殊勤務手当）の特例）、人事院規則９－147（給与法附則第８項の規定による俸給月額）、人事院規則９－148（給与法附則第10項、第12項又は第13項の規定による俸給）及び人事院規則９－151（在宅勤務等手当）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。 1　（略）	人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、人事院規則９－１（非常勤職員の給与）、人事院規則９－５（給与簿）、人事院規則９－６（俸給の調整額）、人事院規則９－６－６（人事院規則９－６（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９－７（俸給等の支給）、人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）、人事院規則９－８－８（人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９－８－14（人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９－８－18（人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９－８－40（人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９－８－57（人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９－８－68（人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９－８－90（人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９－８－94（人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９－15（宿日直手当）、人事院規則９－17（俸給の特別調整額）、人事院規則９－24（通勤手当）、人事院規則９－30（特殊勤務手当）、人事院規則９－34（初任給調整手当）、人事院規則９－40（期末手当及び勤勉手当）、人事院規則９－43（休日給）、人事院規則９－49（地域手当）、人事院規則９－49－57（人事院規則９－49（地域手当）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９－54（住居手当）、人事院規則９－55（特地勤務手当等）、人事院規則９－80（扶養手当）、人事院規則９－82（俸給の半減）、人事院規則９－89（単身赴任手当）、人事院規則９－93（管理職員特別勤務手当）、人事院規則９－97（超過勤務手当）、人事院規則９－102（研究員調整手当）、人事院規則９－121（広域異動手当）、人事院規則９－122（専門スタッフ職調整手当）、人事院規則９－123（本府省業務調整手当）、人事院規則９－129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則９－30（特殊勤務手当）の特例）、人事院規則９－147（給与法附則第８項の規定による俸給月額）、人事院規則９－148（給与法附則第10項、第12項又は第13項の規定による俸給）及び人事院規則９－151（在宅勤務等手当）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。 1　（略）